

付添人プラクティス報告 ～少年事件の現場から～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 付添人活動支援チーム

「付添人プラクティス」とは、毎月1回（原則として第2金曜日）午後6時から開催される付添人活動の報告・検討会をいう。付添人プラクティスでは、付添人活動のスキルアップを図るべく、毎回テーマを決めて、話題提供者が付添人活動で生じた悩み、疑問点等を報告し、出席者全員で検討し、情報交換を行なっている。また、出席者の手持ち事件の相談・検討も行なっている。本連載を読んで興味をもたれた方は、是非、付添人プラクティスにも足を運んでいただきたい。

<今月のテーマ>

事件時の記憶がない少年の付添人活動

事件時の記憶がないという特殊な状況において、どのような付添人活動をするべきか。実際に苦労した付添人の活動報告を通じて、参加者の間で活発な議論が交わされた。

19歳の少年による道路交通法違反、業務上過失傷害事件。

少年は、無免許かつ飲酒した状態で車を運転した。そして、3回の赤信号無視をしたあげく、4回目の赤信号無視をして交差点に突っ込んだ際、青信号で進入してきた車と衝突し、その車に乗っていた2名に怪我を負わせた。さらに、逃走しようとして運転操作を誤って道路脇のお店に突っ込んだ。罪名は、①無免許運転②酒気帯び運転③信号無視3回④救護・報告義務違反⑤安全運転義務違反という各道路交通法違反に加え、⑥業務上過失傷害である。

この事件の最大の問題点は、少年に車の運転を開始する数時間前から3回目の信号無視をしたところまでの記憶がなかった、ということであった。

① 記憶がないという主張

本件は、少年が高速道路の高架下に停車していたところをパトカーに発見され、逃走を図ったことをき

かけにカーチェイスが行なわれた、というものである。しかし、事実を解明するのに重要な非行に至る経緯について、少年に記憶がなく、それは初回の面会時から審判まで変わらなかった、とのことであった。

事件時の記憶を喪失している状況において、どのような付添人活動をするべきなのか、本件の付添人の報告を通じて、意見が出され、議論が交わされた。

② 記憶喪失の原因

本件の付添人は、実際に現場へ行って少年の逃走ルートを走る、成育歴を詳しく両親から聴取するなど、様々な手段で実際の非行時の状況を確認し、記憶喪失の原因を解明する努力を重ねたようである。飲酒の影響も考えられたが、飲酒検知結果によれば、それほど多量の飲酒はしていなかった。また、少年が過去に記憶喪失になったことは一切なかったとのことであった。

ただ、少年は、事件の数時間前に当時交際していた彼女から別れを告げられ、相当落ち込んで母親に「死にたい」という電話をしていたことが明らかになった。これまで少年が彼女との関係で様々な感情の乱れを見せたという経緯もあり、記憶喪失の原因として、彼女との別れが関係している可能性が一番高いと考えられたようである。

それに対し、記憶喪失は一般的に何らかの精神的な

障害と結びついて起こることが多く、精神的障害の有無の調査が必須である、との意見が出された。また、少年による詐病の疑いはなかったのか、という意見も出されたが、付添人は、それはないという確信を持っていたようである。調査官もその点は疑っていなかったとのことであった。

③ 方針

本人が記憶喪失の場合、活動の方針を決めるに当たって、まず事実関係を争うのか否か、という問題に直面する。ただ、本件では少年に運転途中から記憶があること、暴走行為、無免許、酒気帯びは客観的状况から明らかであったことなどから、少年とも話し、事実関係は争わない方針にした、とのことであった。

そして、少年には複数の同種前歴があったことや家庭環境等に照らし、それまで少年院に行ったことはなかったものの、今回は少年院送致となるのがかなり見込まれている状況であった。付添人としては、精神科への通院を含め、社会内で記憶喪失の原因を明らかにし、記憶を取り戻す努力をさせるべきであると考え、試験観察を求める方針にしたとのことであった。ただ、調査官の意見は面接時から最後まで少年院送致で変わらなかったようである。

少年に非行内容及び原因を認識させ、再非行に及ばないよう内省を深めることは、付添人として必須の活動である。本件のような記憶喪失の場合でもそれは変わらないが、どうしても他人事になり、自らの非行として認識できなくなりがちである。本件は特殊な原因ではあるものの、こういった少年の内省が深められないとき、社会内処遇を求める方針にすることに問題はないのか。この点についても意見が出され、議論がなされた。

④ 審判

少年は、そうした両親や付添人との対話の中で少しずつ変化し、記憶がない部分も含めて自らの非行について重く受け止めねばならない、という気持ちを持とうとしていたとのことであった。

しかし、裁判官は、すべて自分の弱さが招いたことなどと少年を厳しく責め、少年が彼女と別れたショックが記憶喪失の原因であって、少年の心の弱さに由来するものと結論付けた。そして、少年にはそのような弱さがある以上、矯正教育が必要である、という理由で少年を少年院送致処分とした、ということであった。

審判を言い渡された瞬間、感情が抑えきれなくなって少年は泣き崩れたとのことであった。納得いかない、この瞬間少年はそういう気持ちを持っていたようである。付添人としても、記憶喪失と少年の弱さを単純に結びつけた審判には納得がいかなかったとの報告があった。

⑤ 審判後—記憶の回復

審判からほぼ1週間後、少年院にいる少年から抗告の希望が出され、付添人が面会に行ったところ、事件当時の記憶を取り戻した、と告白されたとのことであった。

記憶を取り戻したきっかけは、審判の際に号泣したことであった。そのとき、彼女と別れて同じように号泣した瞬間の記憶がよみがえり、その後の時間帯の出来事も一気によみがえってきた、ということであった。ただ、その内容がショックだったので1週間考えていた、とのことであった。

それは、少年が非行当時、自殺することを決意していたという内容であった。

車で人目に付かない場所へ行き、シンナーを大量に吸引して自殺しようとした。しかし決心がつかず、コンビニで購入したお酒を飲んでぼんやりしていた。そこをパトカーに発見され、思わずシンナーを捨てて逃走を図ったことから、追跡が始まった。それが本件の真実であった、という報告であった。

付添人はその内容に衝撃を覚え、あらためて審判時に少年のその当時の心情を明らかにできなかったことを悔やんだ。そして、抗告期間が残り1週間しかなく、しかも、それが年末と重なるという極めて時間が限られた中、必死になって抗告申立書を作成・提出したとのことであった。

少年審判に対する抗告の申立期間は2週間だが、成人の事件と異なり、抗告申立書の段階で抗告の理由を明記することが必要となる。時間を有効に利用するためにも、審判で少年院送致となった場合、裁判所の地下等で少年と早急に面会し、抗告の意思を確認しておくことも必要、という意見も出された。

結局、抗告は棄却されたが、少年は、これで納得できた、自分のやったことを受け止めて少年院でがんばって更生する、と述べていたとのことであった。

付添人からは、本件を通じ、記憶喪失の状態で少年に非行内容及び原因を認識させ内省を深めることの困難さとともに、そのことの重要性をあらためて痛感した、との感想が述べられた。